

地方独立行政法人宮城県立こども病院
平成21年度の業務実績に関する評価結果

平成22年9月

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会

目 次

第1	評価の視点	1
第2	全体評価について	
1	平成21年度業務実績全般の評価	2
2	診療事業	2
3	成育支援事業	3
4	業務運営の見直しや効率化による収支改善	3
5	財務内容の改善	3
6	その他業務運営に関する事項	4
第3	項目別評価について	
1	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	診療事業	
①	質の高い医療の提供	6
②	患者・家族の視点に立った医療の提供	7
③	患者が安心できる医療の提供	7
(2)	成育支援事業	8
(3)	臨床研究事業	9
(4)	教育研修事業	9
(5)	災害時等における事業	10
2	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	効率的な業務運営体制の確立	10
(2)	業務運営の見直しや効率化による収支改善	11
3	予算、収支計画及び資金計画 及び 4 短期借入金の限度額	12
5	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	人事に関する計画	12
(2)	職員の就労環境の整備	13
(3)	医療機器・施設整備に関する事項	13
(4)	法人が負担する債務の償還	14
別紙	地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について〈抜粋〉	15
	地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会名簿	17

第1 評価の視点

「宮城県立こども病院」（以下「こども病院」という。）は、平成15年11月の開院以来、宮城県の小児医療システムの中核を担う周産期・小児医療分野の高度専門医療を集約的に提供する病院として、その役割を果たしてきた。こうした中で、病院の使命や理念のより確実な実現を図ること、また、継続的かつ安定的な医療を提供する観点から、運営形態を県立民営方式から地方独立行政法人に移行することとし、平成18年4月1日、「地方独立行政法人宮城県立こども病院」（以下「法人」という。）が設立された。法人は、その担うべき役割を十分に認識し、その使命や理念の確実な実現を図ることが求められている。

法人の設立団体である宮城県が設置する「地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会」では、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条の規定により、事業年度ごとに法人の業務実績について評価を行うことになっている。

平成21年度の法人の業務実績の評価は、宮城県知事が定めた法人が達成すべき業務運営に関する目標を踏まえ、別紙「地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について」に基づき、法人が作成した地方独立行政法人宮城県立こども病院中期計画（以下「中期計画」という。）及び地方独立行政法人宮城県立こども病院平成21年度計画（以下「年度計画」という。）の事項ごとに行ったものである。

第2 全体評価について

1 平成21年度業務実績全般の評価

こども病院の平成21年度の業務実績については、全般に計画を達成または上回っており、安定した業務運営のため改善に取り組んでいることが認められる。

特に、医師・看護師等の医療従事者確保による診療体制の安定化、入院・外来患者数の増加や病床稼働率の向上といった課題の解決に取り組んだ結果、平成20年度以上に成果をあげ、質の高い医療の提供と収支改善が図られた。

また、マネジメント体制の強化など業務運営体制の見直しが進められるとともに、院内及び地域の医療機関や保健・福祉機関等と連携した退院支援や在宅療養支援などの新たな事業も展開されているところである。

さらに、平成21年12月には、「東北大学大学院医学系研究科と宮城県立こども病院との成育医療研究・人材育成の連携に関する基本協定」及び「東北大学大学院医学系研究科の連携講座に関する協定」の締結が行われ、質の高い医療従事者の養成につながるものと期待される。

こうしたことから、平成21年度については、中期計画及び年度計画に照らして、全般的に良好な実績をあげたものと評価するとともに、平成22年度以降においても、新たな中期計画のもと業務運営体制のさらなる充実に向けて、引き続き積極的な取組を期待するものである。

2 診療事業

クリニカルパス^{※1}の実施件数や退院サマリー^{※2}の記載件数が増加し、質の高い医療提供体制の整備や政策医療に取り組んだことは評価できる。また、地域の医療機関との連携を推進し、登録医・登録医療機関数や県外患者数が増加しているなど、平成20年度を上回る実績をあげている。

※1 クリニカルパス：一定の疾病や疾患を持つ患者に対する入院指導、入院時オリエンテーション、検査、食事指導、安静度、理学療法、退院指導などが一連の流れとして、スケジュール表にまとめられたもの。

※2 退院サマリー：医師が、入院患者の治療経過を要約した文書として退院後に作成、入院カルテ及び外来カルテに同じものを編纂・保管し、外来、再来等時に活用して治療の継続性を確保するもの。

また、患者満足度調査実施による患者サービスの改善、医療安全や院内感染防止対策等、患者・家族の視点に立ち、安心できる医療の提供に努めた。

さらに、二次・三次救急への対応のほか、「宮城県夜間こども安心コール事業」・「仙台市小児科病院群輪番制」への参画拡大、新型インフルエンザへの適切な対応など、地域の救急医療体制の充実に貢献している。

3 成育支援事業

成育支援局の職員による患者・家族支援活動に加え、院内の職種間・部署間の連携を強化するとともに、地域の医療機関や保健・福祉機関等と連携して、退院支援や在宅療養支援に取り組んだ成果が認められる。

4 業務運営の見直しや効率化による収支改善

副院長を医療・経営・看護担当の3人体制とするなど、マネジメント体制が強化された。特に、看護部長を副院長としたことは、職員の多数を占める看護職員に法人の運営方針や現状をより深く周知でき、効果的である。

また、情報の共有化や職員提案制度の活用等を通じ、職員が業務運営に参画することで、職員の業務に対する満足度や法人への帰属意識が高まり、さらに効率的で質の高い業務運営体制が確立されるものと評価できる。

平均在院日数が短縮傾向にあるほか、新規入院患者数も増加しており、新生児集中治療室（以下「NICU」という。）の増床など病床の効率的な運用を図る様々な取組の結果、病床稼働率は大きく向上し、収支改善につながったものと評価できる。

5 財務内容の改善

医師・看護師等の医療従事者を確保し、診療体制の安定化に努めたことにより、患者数や手術数が増え医業収益は増加、また、委託業務の見直しなど経費削減に努めた結果、県の運営費負担金が減少した中でも、財務内容は改善が見られる。なお、経常収支比率の向上に向けて、一層の努力が必要であ

る。

6 その他業務運営に関する事項

職員身上調査等により職員の意見や要望把握に努め、職員の就労環境の整備に力を入れており、看護師の離職率も低下傾向にある。

寄付による資金も活用しながら、必要な医療機器整備が行われたが、今後の業務の充実や効率化を図るため、一層計画的な整備を進める必要がある。

第3 項目別評価について

項目別評価については、下記5段階の判定基準により、14の項目ごとに評価を行った。

【判定基準】

判定基準	判定結果
「S」：中期計画・年度計画を大幅に上回っている。	0
「A」：中期計画・年度計画を上回っている。	11
「B」：中期計画・年度計画に概ね合致している。	3
「C」：中期計画・年度計画をやや下回っている。	0
「D」：中期計画・年度計画を下回っており、大幅な改善が必要。	0
合計	14

【項目別評価】

項目名	判定結果
1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 診療事業	
① 質の高い医療の提供	A
② 患者・家族の視点に立った医療の提供	A
③ 患者が安心できる医療の提供	A
(2) 成育支援事業	A
(3) 臨床研究事業	A
(4) 教育研修事業	A
(5) 災害時等における事業	A
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A
(2) 業務運営の見直しや効率化による収支改善	A
3 予算、収支計画及び資金計画 及び 4 短期借入金の限度額	B
5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 人事に関する計画	B
(2) 職員の就労環境の整備	A
(3) 医療機器・施設整備に関する計画	A
(4) 法人が負担する債務の償還	B

1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 診療事業

① 質の高い医療の提供

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

クリニカルパスの実施件数、退院サマリーの記載件数、登録医・登録医療機関数等について、前年度以上に実績が認められ、日本がん治療認定医療機構認定研修施設^{※3}及び日本小児科学会小児専門医研究支援施設^{※4}の認定取得など、質の高い医療の提供体制が着実に整備されてきていることを評価し、Aと判定した。

※3 日本がん治療認定医療機構認定研修施設：日本がん治療認定医療機構から認定を受け、がん治療認定医として不可欠な知識、技能、臨床的判断、心構えを習得するための環境を提供する施設。

※4 日本小児科学会小児専門医研究支援施設：医師が日本小児科学会から、小児専門医として認められるための研究支援を行う施設。

〔評価にあたっての意見、指摘等〕

〈高度で専門的な医療への取組及び政策医療の適切な実施〉

- 日本がん治療認定医療機構認定研修施設及び日本小児科学会小児専門医研究支援施設の認定を取得し、小児医療水準の向上や政策医療の実施に努めていることは評価できる。
- 現在は患者数や手術数等が公表されているが、今後、治癒率などの治療成績等について公表されることも検討されてはどうか。

〈クリニカルパスの活用〉

- 小児高度専門医療施設のため、クリニカルパスの作成に難しい面もあるが、実施件数は目標を大きく上回り、使用率も高い水準であることは評価できる。

〈退院サマリーの作成〉

- 退院サマリーの作成件数及び作成率は増加しているが、なお一層の努力が望まれる。

〈病診・病病連携の推進等〉

- 登録医・登録医療機関数や県外患者の増加，地域医療支援病院として地域医療研修会等の実施など，地域の医療機関との連携について推進していることは評価できる。

②患者・家族の視点に立った医療の提供

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

インフォームド・コンセント^{※5}の徹底，患者満足度調査の実施による患者サービスの改善，病院運営全体会議による職員への周知徹底など，患者・家族の視点に立ったサービスを提供するための体制整備に取り組んだことを評価し，Aと判定した。

※5 インフォームド・コンセント：診療に当たって，医療側が，患者に対して診断結果に基づく病状及び治療の内容，目的，危険性，成功の確率並びに他の治療方法などを説明し，患者がこれを理解，納得，同意した上で治療に参加すること。

〔評価にあたっての意見，指摘等〕

〈わかりやすい説明と相談しやすい環境づくり〉

- 患者満足度調査の実施による改善など，患者・家族の視点に立ったサービスの提供体制の整備に取り組んでいることは評価できる。
- インフォームド・コンセントの徹底が図られていることを評価する。

〈患者の価値観の尊重〉

- 患者・家族からの意見等及び対応策が，病院運営全体会議などにより全職員に周知され意識の向上が図られていることは評価できる。

③患者が安心できる医療の提供

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

医療安全対策，院内感染防止対策の充実に向けた取組，地域の救急医療体制の充実に貢献していることなどを評価し，Aと判定した。

〔評価にあたっての意見，指摘等〕

- 在宅療養支援チームによる支援は，患者・家族の不安軽減に応えた取組として評価できる。

〈医療安全対策の充実〉

- 医療安全や院内感染防止対策のための院内組織が整備され，計画的に職員の教育が行われていることを評価する。

〈救急医療の充実〉

- 「宮城県こども夜間安心コール事業」・「仙台市小児科病院群輪番制」への参画拡大，新型インフルエンザへの適切な対応など，地域の救急医療体制の充実に貢献していることは評価できる。

(2) 成育支援事業

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

チャイルド・ライフ・スペシャリスト^{※6}（以下「CLS」という。），保育士，臨床心理士，医療ソーシャルワーカー等，各職種固有の業務に加え，院内や地域の医療機関や保健・福祉機関等と連携した取組を推進していることを評価し，Aと判定した。

※6 チャイルド・ライフ・スペシャリスト：病気や怪我で慣れない病院生活を送っている子どもに，その成長に合わせて病気や治療についての理解を促し，ストレスを和らげる支援を行う資格者。

〔評価にあたっての意見，指摘等〕

- 地域の医療機関や保健・福祉機関等との連携，ボランティアの意識向上に，引き続き推進されたい。

〈患児への支援〉

- 成育支援局の各職種の職員がそれぞれ多面的に活動を展開しながら

ら、職種間・部署間の連携を強化し、退院支援や在宅療養支援に取り組むなどの成果が見られる。

- 各職員が成育支援の立場で患者・家族に関わり、CLSのプレパレーション^{※7}が大幅に増加したことは評価できる。

※7 プレパレーション：個々の子どもの発達に応じた言葉や方法を用い、その不安を軽減する心理的援助。

(3) 臨床研究事業

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

治験件数減については、国内の小児治験を取り巻く状況による影響と考えられるが、臨床研究件数等の実績は概ね良好と評価し、Aと判定した。

〔評価にあたっての意見、指摘等〕

〈臨床研究及び治験の推進〉

- 臨床研究件数は昨年を上回り、積極的に取り組んでいることは評価できる。臨床研究のための時間や人員等の環境確保にも配慮されたい。
- 治験件数は減少しているが、国内の小児治験の減少による影響と考えられ、今後に期待したい。

(4) 教育研修事業

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

東北大学大学院医学系研究科と成育医療研究・人材育成の連携協定を締結し、連携講座を設置したこと、臨床研修医やレジデント^{※8}の受入数増加、看護教育の充実等を評価し、Aと判定した。

※8 レジデント：専門医を目指して教育病院で研修する医師。

〔評価にあたっての意見、指摘等〕

〈質の高い医療従事者の養成〉

- 東北大学大学院医学系研究科と成育医療研究・人材育成の連携について協定を締結し、連携講座を設けたことは、医療従事者育成の観点から大いに評価できる。
- 臨床研修医，レジデントの受入数増加が図られた。
- 看護師の教育計画が充実しており，看護師の質の向上にとどまらず，人員確保にも役立つものと評価できる。

〈地域医療に貢献する研修事業の実施〉

- 地域医療研修会は，地域の開業医にとって新たな知識に触れる貴重な機会となっており，地域医療の向上に貢献している。

(5) 災害時等における事業

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

院内における定期的な防災・防犯訓練の実施や地域の訓練参加等に加え，新型インフルエンザへの対応を評価し，Aと判定した。

〔評価にあたっての意見，指摘等〕

〈災害時等における活動〉

- 災害時等の対応マニュアル整備，訓練や研修を繰り返し実施することが重要である。
- 新型インフルエンザへの対応として，面会制限や臨時に一次救急外来を実施したことなど，今後の災害時対策に活かされたい。

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 効率的な業務運営体制の確立

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

マネジメント体制の強化，医師・看護師等の医療従事者確保や看護助手増員による診療体制の安定化など，業務運営体制の確立に積極的に取り組んでいることを評価し，Aと判定した。

〔評価にあたっての意見，指摘等〕

- 経営情報の共有化や職員提案制度の活用等を通して，職員が共通理解のもと業務運営に参加し，それぞれが責任を持って取り組むことは重要である。職員の意識向上により，さらに効率的で質の高い業務運営体制が確立されるよう取り組まれない。

〈効率的・効果的な組織の構築〉

- 看護部長を副院長とした医療・経営・看護担当の副院長3人体制を始めとするマネジメント体制の強化により，病院運営のマネジメントが充実し，効率的な運営が図られるものと評価できる。

〈職員の配置〉

- 医師・看護師等の医療従事者確保により診療体制の安定化が図られ，医業収益増加にも貢献したものと評価できる。
- 看護助手の増員は，患者サービスの向上及び看護師の業務効率化につながり，評価できる。

(2) 業務運営の見直しや効率化による収支改善

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

診療体制の安定化や経費削減，効率的な病床運用に取り組み，収支改善の成果が見られることを評価し，Aと判定した。

〔評価にあたっての意見，指摘等〕

〈業務運営の見直しや効率化による収支改善〉

- 医師・看護師等の医療従事者を確保し，診療体制の安定化に努め，

患者数や手術数が増加したことなどにより、医業収益が増加した。また、業務委託費や建物・設備の維持管理に係る費用の大幅な削減、医業未収金抑制の取り組みなど、あらゆる方面から業務運営を見直し、経費削減を図ったことから、収支改善の成果が見られることは評価できる。

〈医療資源の有効活用〉

- 短期間の検査入院が多くなっていることなどから、平均在院日数が短縮したほか、新規入院患者数も増加しており、病床稼働率は平成 20 年度に対し大幅な向上が見られた。また、患者の実情にあわせて N I C U を 3 床増床（他の治療室から転床）したことも要因となっている。このように、効率的な病床運用に取り組んだことは評価できる。

3 予算、収支計画及び資金計画 及び 4 短期借入金の限度額

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

経常収支比率について、年度目標数値は達成しているが、引き続き収支改善に努めることが必要であることから、Bと判定した。

〔評価にあたっての意見、指摘等〕

〈予算、収支計画及び資金計画〉

- 医業収益は平成 20 年度に対し改善しており、県の運営費負担金が減少した中でも財務内容の改善が図られているが、今後も継続した努力が必要である。

5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 人事に関する計画

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

運営実態に応じて計画的な人員配置が行われたことにより、Bと判定した。

〔評価にあたっての意見、指摘等〕

〈人事に関する計画〉

- 医業収益に対する人件費率の上昇は、医師確保や職員増加によるものであり、職員の適切な配置については、ほぼ計画どおりに行われている。

(2) 職員の就労環境の整備

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

職員身上調査等により職員の意見や要望把握に努め、就労環境の整備を図っていることを評価し、Aと判定した。

〔評価にあたっての意見、指摘等〕

〈職員の就労環境の整備〉

- 看護師の離職率は低下しているが、引き続き改善に努められたい。
- 職員身上調査、労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリストによる調査実施、長期病気休職者の復帰プログラム案の検討など、就労環境の整備に力を入れていることは評価できる。
- 職員の就労管理については、産業医による所見や指導等が重要であることから、産業医の活動状況等についても報告されたい。

(3) 医療機器・施設整備に関する事項

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

計画を上回る医療機器の整備を行ったことを評価し、Aと判定した。

〔評価にあたっての意見、指摘等〕

〈医療機器・施設整備に関する事項〉

○ 寄付による資金も活用し、必要な医療機器の整備を行ったことは評価できる。しかし、開院後約7年が経過し、今後の安定的な業務運営にあたっては計画的に医療機器整備を行っていくことが重要である。

(4) 法人が負担する債務の償還

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

約定どおり償還を行ったことにより、Bと判定した。

[別 紙]

地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する 評価の考え方について〈抜粋〉

平成19年1月29日
地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会

この「評価の考え方」は、地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会（以下「委員会」という。）が行う地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）の業務実績評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 評価の基本方針

法人の業務運営の改善やサービス水準の向上等に資するため、法人の業務に関し、公共性及び透明性を確保するべく、県民の視点に立って、財務評価のみならず、社会的な観点からも評価を行うこととし、その評価の種類は、次の2つとする。

(1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

当該事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析をし、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査・分析をし、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

2 各事業年度に係る業務の実績に関する評価の方法

中期計画等に掲げた項目ごとに行う「項目別評価」と業務実績全体の状況について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとする。

(1) 項目別評価

項目別評価は中期計画及び年度計画の個別項目ごとの進捗状況について、次により評価するものとする。

① 業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努める。

〈留意点〉

*業務実績の目標数値がある場合にはその達成度合、定性的な目標の場合には具体的な業務実績を把握して評価する

*業務実績については、数量だけで判断するのではなくその質についても考慮する

*業務実績に影響を及ぼした要因、予期せぬ事情の変化等についても考慮する

*業務実績と中期計画・年度計画との間に乖離が生じた場合にはその発生理由等を把握し、その妥当性等について評価する

*予算・収支計画について実績と計画との間に大きな差異がある場合にはその発生理由等を把握し、その妥当性等について評価する

*経年比較が可能な事項については、適宜その結果を参考にして評価する

*財務内容の評価に当たっては、法人から提出される財務諸表等を参考とする

② 判定基準として、以下の5段階で評定し、原則としてその理由を付記する。

〈判定基準〉

「S」：中期計画・年度計画を大幅に上回っている

「A」：中期計画・年度計画を上回っている

「B」：中期計画・年度計画に概ね合致している

「C」：中期計画・年度計画をやや下回っている

「D」：中期計画・年度計画を下回っており、大幅な改善が必要

(2) 全体評価

全体評価は、(1)の項目別評価の結果を踏まえ、次のような観点から中期計画の進行状況や達成度について、記述式により評価するものとする。

- ① 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、県民の健康の確保及び増進にどの程度寄与されたか。

〈留意点〉

* 周産期・小児医療分野における高度専門医療の集約的な提供や県全体の小児医療水準の向上を図るといった、県の担うべき、政策医療が確実に実施されているか

* 患者・家族の視点に立った県民に満足される安心・安全で質の高い医療の提供、質の高い医療従事者の養成に努めるなど、県民の医療需要の変化に的確に対応するための取り組みを行っているか

- ② 地方独立行政法人制度の基本理念である公共性、透明性及び自主性の視点から、適正かつ効率的に業務を実施されたか。

〈留意点〉

* 県民に対する説明責任を重視し、病院の運営状況等を明らかにするよう努めるなど、透明性が図られているか

* 目標とする業績を達成できるよう、法人の業務・組織の全体的な効率化が図られているか

* 法人としての利点を生かした自律的・弾力的な業務運営がなされているか

(3) 具体的な実施方法

次の手順により評価を行うものとする。

① 法人

◇ 毎年6月末までに前年度の業務の実績を明らかにした報告書を作成し、委員会へ提出する。

◇ 業務実績を自己点検し、その状況を項目ごとに自己評価（(2)の②の判定基準を準用し、評価に至った理由等を付記）するとともに、委員会における評価の際に参考となるよう、必要に応じ、関係する客観的な資料を提出する。

② 委員会

◇ 法人の自己点検・評価等を踏まえ、法人からのヒアリングなどを通じ、調査・分析をし評価を行う。

◇ 評価（案）を作成し、法人に提示するとともに、評価（案）に対する申し出の機会を付与する。

◇ 評価結果を決定したときは、その内容を法人に通知するとともに、必要があると認めるときは、業務運営の改善その他の勧告をする。

◇ 法人への通知に係る事項を県に報告するとともに、公表する（県はその旨を議会に報告する）。

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会 名簿

【評価委員会委員】

(五十音順・敬称略)

氏 名	職 名 等	備 考
岡 村 州 博	東北公済病院長	副委員長
佐 藤 由 美	宮城県立拓桃支援学校教諭	
中 川 洋	財団法人仙台市救急医療事業団理事長	委員長
樋 口 幸 一	公認会計士 (應和監査法人代表社員)	
三 澤 君 江	医療法人友仁会松島病院総師長	
横 山 義 正	社団法人宮城県医師会常任理事 (横山小児科医院院長)	